

平成二十七年四月十四日受領
答弁第一八三号

内閣衆質一八九第一八三号

平成二十七年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、外務省アジア大洋州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

先の答弁書（平成二十七年三月十三日内閣衆質一八九第一一四号）一から三までについてでお答えしたとおりである。

三について

先の答弁書（平成二十七年三月二十七日内閣衆質一八九第一五五号。以下「前回答弁書」という。）二から四までについてでお答えしたとおりである。

四について

大韓民国についての政府の認識は、前回答弁書五についてでお答えしたとおりであるが、御指摘の外務

省ホームページについては外務省として定期的に改訂を行っており、今般もその一環として、施政方針演説や外交演説の表現に合わせる形で改訂したものである。